

羽島市景観条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定並びに自然資源、文化資産等を活かした景観の形成及びそれを推進するまちづくりに関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、もって快適で魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観まちづくり 地域の特性を活かした魅力ある景観を保全、育成又は創造するため、総合的かつ計画的なまちづくりを行うことをいう。
- (2) 住民等 市内に住所を有する者又は市内の土地若しくは建築物の所有者若しくはこれらについて使用することができる権利を有する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 工作物 建築基準法第88条第1項に規定する工作物で次号に規定する広告物以外のもの及び規則で定めるものをいう。
- (6) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (7) 建築物等 前3号に掲げるものをいう。

（基本理念）

第3条 良好な景観の整備、保全、形成等に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 景観は、地域の住民等の生活活動等によって形成される現在及び将来の住民等共通の資産であること。
- (2) 住民等の意向を踏まえ、地域の個性、特色の伸長、活性化等に配慮すること。

（市の責務）

第4条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 市は、景観形成に関する住民等の意識を高めるとともに、住民等による景観ま

ちづくりの活動を積極的に支援するものとする。

- 3 市は、前2項に関する施策の策定及び実施に当たっては、住民等、事業者及び専門家の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

(住民等の責務)

第5条 住民等は、自らが景観を形成する主体であることを認識するとともに、相互に協力して良好な景観の形成に積極的に貢献するよう努めるものとする。

- 2 住民等は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活用し、自らの責任と負担において良好な景観の形成に積極的に貢献するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(景観計画)

第7条 市は、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市は、景観計画の策定に当たっては、法第8条第5項から第11項までに規定するもののほか、既存の関連計画との整合性に留意しなければならない。
- 3 市は、景観計画を定め、又は変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ、羽島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 市は、前項に定める審議会に意見を聴くための景観計画の案を作成したときは、規則で定めるところによりこれを縦覧に供するものとする。
- 5 住民等は、前項に定める景観計画の案について意見があるときは、規則で定めるところにより、意見書を提出することができる。

(景観計画区域等)

第8条 市は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）内において、次の各号に掲げる地域及び地区を指定することができる。

- (1) 景観形成促進地域 建築物等の形態意匠等が都市及び当該地域の印象に及ぼ

す影響が特に大きいと認められる地域

- (2) 景観形成重点地区 羽島市らしさを代表し、重点的に景観まちづくりを推進する必要があると認められ、又は特に景観まちづくりを誘導し、優れた都市景観及び都市環境を保全、育成若しくは創造する必要があると認められる地区

2 市は、前項第2号に定める景観形成重点地区を定めるときは、地区住民等との合意形成に努めるものとする。

(景観計画の策定等の提案をすることができる団体)

第9条 法第11条第2項の条例で定める団体は、次条で定める景観協議会及び第18条の規定により認定された景観形成市民団体とする。

(景観協議会)

第10条 市は、法第15条第1項の規定に基づき、景観協議会を組織することができる。

2 市は、必要に応じて次の各号に掲げる者を景観協議会に加えることができる。

- (1) 良好な景観の形成の促進のための活動を行う者
- (2) 良好な景観の形成の促進のために市長が必要と認める団体
- (3) その他市長が必要と認める者

(行為の制限)

第11条 市長は、景観計画において、景観計画区域又は景観形成促進地域若しくは景観形成重点地区のそれぞれの区域又は地域若しくは地区ごとに良好な景観の形成のための行為の制限に関する基準（以下「景観形成基準」という。）を定めることができる。

2 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、景観形成基準に適合するよう行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要しない行為
- (2) その他市長が特に認める行為

(届出等)

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行わなければならない。ただし、第8条第1項第2号に定める景観形成重点地区内において、別に定める基準があるものについてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、国の機関等の行為については、同項の届出をするこ

とを要しない。この場合における法第16条第5項後段の規定による通知は、規則で定めるところにより行わなければならない。

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（次項第2号に該当するものを除く。）
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

4 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 景観計画区域及び景観形成促進地域の区域内における行為で、別表に掲げる種類及び規模に該当する行為
- (2) 景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第8条第2号に規定する仮設の工作物の建設等（新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。）
- (3) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議による行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
- (4) 規則で定める工作物の建設等（新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。）

（景観計画区域内における助言等）

第13条 市長は、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対し、良好な景観を形成するために必要な措置をとるよう助言又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に当たり必要があると認めるときは、同項の行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の種類、場所、設計又は施行方法、施行日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

（勧告及び公表）

第14条 市長は、法第16条第3項の規定により設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告しようとするときは、必要に応じて審議会の意見を聴くものと

する。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、又は証拠書類を提出する機会を与えるものとする。

(変更命令等の手続)

第15条 市長は、法第17条第1項の規定により設計の変更その他の必要な措置をとることを命じ、又は同条第5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、必要に応じて審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物等の指定の手続)

第16条 市長は、法第19条第1項の景観重要建造物又は同法第28条第1項の景観重要樹木の指定をしようとするときは、同法第19条第2項又は第28条第2項の規定によるほか、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要公共施設の指定等)

第17条 市長は、景観計画区域内の道路、河川、公園等の公共施設で、景観形成において特に重要な景観資源として位置付けられるものを景観重要公共施設として景観計画で定め、公共施設管理者等との協議により、景観形成のための整備に関する事項その他景観形成のための必要な事項についての基準を定めることができる。

2 市長は、景観重要公共施設を景観計画で定めようとするときは、あらかじめ当該公共施設管理者等と協議するとともに、審議会の意見を聴くものとする。

(景観形成市民団体)

第18条 市長は、一定の地域で景観形成を推進する自主的な活動を行う団体等で、次の各号に掲げる要件すべてに該当した団体等を、景観形成市民団体として認定することができる。

(1) 景観形成市民団体となる団体等の構成員の過半数が、当該地域内の住民等であること。

(2) 景観形成市民団体となる団体等の活動が、当該地域の良好な景観の形成に寄与すると認められること。

(3) 景観形成市民団体となる団体等の活動が、当該地域の住民等の多数に支持されていると認められること。

2 団体等は、規則で定めるところにより、市長に景観形成市民団体の認定の申請をすることができる。

3 市長は、前項に規定する申請を認定したときは、規則で定めるところにより、その旨を前項の申請をした団体等に通知するものとする。

(景観まちづくりに対する支援)

第19条 市は、前条の認定を行った景観形成市民団体が自主的に実施する良好な景観の形成に関する活動に対し、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、景観形成市民団体が当該地域の景観まちづくりを推進するために、次の各号に掲げる事項を定めた計画（以下「景観まちづくり計画」という。）を策定する。

(1) 建築物等の位置や規模に関する事項

(2) 建築物等の形態や意匠に関する事項

(3) 建築物等の敷地に関する事項

(4) 植栽や緑化に関する事項

(5) その他当該地域の住民等が必要と認める事項

3 市は、景観まちづくり計画について、当該地域内の住民等の合意を得たときは、当該景観まちづくり計画を、第7条に規定する手続を経て市の景観計画に加えるものとする。

(顕彰)

第20条 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認める建築物、広告物その他の物件について、その所有者、設計者その他の関係者を顕彰することができる。

2 市長は、前項の規定によるもののほか、良好な景観の形成に寄与する活動を行ったと認められる個人又は団体を顕彰することができる。

(指定の基準)

第21条 市長は、法第92条第1項の規定により申請をする者（以下「申請者」という。）が、本市の景観事業の推進に資する法人であって、次の各号に掲げる基準に該当していると認められるときは、景観整備機構として指定することができる。

(1) 法第93条第1号、第6号及び第7号に掲げる業務を行うに当たり、必要な

知識を有する人員を確保でき、情報収集、調査及び分析その他当該業務を適正かつ確実に遂行する能力があると認められる者

(2) 法第93条第2号に掲げる業務を行うに当たり、当該業務を適正に遂行するために必要な建造物又は樹木を管理する能力があると認められる者

(3) 法第93条第3号及び第4号に掲げる業務を行うに当たり、公共施設の整備及び管理する能力その他業務を遂行するために必要な能力があると認められる者

2 市長は、前項に規定する指定を行ったときは、規則で定めるところによりその旨を申請者に通知するものとする。

(審議会の意見の聴取)

第22条 市長は、前条の規定による景観整備機構の指定を行う場合は、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第17条までの規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から第7条の規定による景観計画が策定されるまでの間は、法第8条の規定により岐阜県が定めた景観計画のうち、羽島市の区域に係る部分を羽島市の景観計画とみなす。

別表（第12条関係）

適用が除外される 行為の種類		景観計画区域	景観形成促進地域
建築物	新築、増築、改築 又は移転	高さ15メートル未満又は 延べ面積1,000平方メー トル未満のもの	高さ10メートル未満又は 延べ面積500平方メー トル未満のもの
	外観を変更する	上記規模の建築物で、変更に係る面積が垂直投影面積の2	

	こととなる修繕 若しくは模様替 又は色彩の変更	分の1以下のもの	
工 作 物	工作物の新設、増 築、改築又は移転	高さ15メートル以下のもの	
	外観を変更する こととなる修繕 若しくは模様替 又は色彩の変更	上記規模の工作物で、変更に係る面積が垂直投影面積の2 分の1以下のもの	
	都市計画法第4条第 12項に規定する開 発行為その他政令で 定める行為	開発面積1,000平方メートル以下のもの	
	屋外における土石、廃 棄物その他の物件の 堆積	堆積期間が90日以上を超 えて継続せず、かつ、堆積を 行う土地の面積が500平 方メートル未満又は堆積の 高さが4メートル未満のも の	堆積期間が90日以上を超 えて継続せず、かつ、堆積 を行う土地の面積が100 平方メートル未満又は堆積 の高さが2メートル未満の もの